

まい・あみ・まつり

Congrats! Town population reaches 50,000 people!

祝 5万人 達成!

新しい時代へ!!

Towards a new era!!

2024

8月3日土 4日目 3:00pm - 9:00pm

阿見町総合保健福祉会館
会 場 / さわやかセンター隣接特設会場
駐車場 / 阿見町役場・阿見小学校・阿見中学校 他
主 催 / まい・あみ・まつり実行委員会



人口と世帯

総人口 50,076 人 (+ 24)
男 性 24,980 人 (+ 23)
女 性 25,096 人 (+ 1)
世帯数 22,044 世帯 (+ 41)

6 月 1 日現在、常住人口ベース
※ () 内は前月比、総務課調べ

町ホームページ 情報発信中！

町公式ホームページ
において町の
情報を発信してい
ます。



防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された
内容は、下記フリーダイヤルの
電話番号から確認することがで
きます (通話料は無料です)。

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-p.jp まで空
メールを送信していただくか、
右記二次元コード
を読み取り、専用
サイトから登録し
てください。



公式 X YouTube LINE 情報発信中！

町公式 YouTube チャンネル、
町公式 X、町公式 LINE において
も町の情報を発信しています。

▼公式 X ▼YouTube ▼LINE



広報 あみ 7

2024
No.760

主な内容

令和初の市誕生に向けて！ … 4

ふるさと納税返礼品提供事業者
個別相談会を開催します！ … 6

空き家バンク制度
～住まなくなった家、登録しませんか～ … 8

ご存知ですか！？
空家等活用補助金 … 9

夏の自然体験のご案内 … 10

今月の表紙

まい・あみ・まつり 2024
開催について今年で 35 回
目を迎える「まい・あみ・
まつり 2024」は、令和
6 年 8 月 3 日 (土)・4 日 (日)
の開催が決定しました。

今年もたくさんの方に楽
しんでいただける「まい・
あみ・まつり」を目指し、実行委員会一同で準備を進めておりま
すので、ぜひ足を運んでいただけると嬉しいです。

皆様のご来場心よりお待ちしております。

まい・あみ・まつり実行委員会





阿見町は SDGs 未来都市に 選定されました！



SDGs未来都市とは？

「SDGs未来都市」とは、内閣府が2018年度よりSDGsの達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三側面の統合的取組により、新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度です。

阿見町は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から2024年度「SDGs未来都市」に選定されました。県内では、つくば市（2018年度）、境町（2021年度）に次いで3都市目となります。

阿見町が目指す2030年の姿

阿見町のSDGs未来都市のテーマは「**地域力で実現する持続可能なまちづくり**」です。「持続可能なまちづくり」を目指す前提としてまずは「人口を維持すること」、そして多様化する地域の課題に対して、行政が全て解決しようとするのではなく、町民自らがまちづくりの担い手となり、自分たちの地域のことは自分たちで解決するまちを目指しています。

新たな一歩を
踏み出します！



2030年に向けたSDGs三側面の取組



企業や町民との連携を深め、未来都市として取り組みをさらに加速させます！

町のSDGsに関する取り組みは→



町の未来都市に関する取り組みは→



令和初の市誕生に向けて!

第6回 市制に向かい、みんなで歩もう!

第6回では、広報あみ2月号から5回に渡ってお知らせしてきました市制に関する情報のまとめと、今後の市制施行に向けた町の取り組みについてお伝えします。



これまでのまとめ

市になるためには?

第2回掲載

地方自治法や茨城県の条例で定められた要件を満たす必要があります。人口が5万人以上であることや高等学校や図書館などの都市的な施設が設けられていることなど、市になるための要件については、今後、国や県と協議し、具体的な内容について確認をしてまいります。

市になると何が変わる?

第3回、第4回掲載

住所の表示が変わります

①「阿見町」が「〇〇市」になります

市制施行により「町」の表記が「市」になります。新しい市の名称は、今後、町民の意向を確認したうえで決定していきます。

②「稲敷郡」の表記がなくなります

市制施行により郡に属さなくなることから、稲敷郡の表記がなくなります。

③「大字」の表記をなくすることができます

「大字」の付く住所では、「大字」の表記を除くことができます。今後、町全体での統一感や表記の簡潔化による利便性、郵便番号への影響などを踏まえて、対応方針を検討していきます。

例) 現在

茨城県稲敷郡阿見町大字阿見 12 番地 3

⇒ 茨城県〇〇市阿見 12 番地 3



福祉事務所の設置

福祉事務所の設置が義務づけられ、生活保護などの事務が移譲されます。こうした権限の強化を活かし、迅速できめ細かな対応を行うことで、より充実した行政サービスを提供することができます。

選挙制度、議会制度

首長や議員の選挙におけるルールの一部が変更になります。また、議会を招集する告示のタイミングが変わります。

税金は変わりません

税金の種類	変更の有無
住民税（個人町民税・法人町民税）	市になることを理由に 課税額が増えることはありません
固定資産税・都市計画税	
国民健康保険税	
軽自動車税、町たばこ税	

町には上記のような税金があります。町から市になっても、現行の税制度においては、税率などに変更はなく、市になることを理由に課税額が増えることはありません。介護保険料や後期高齢者医療保険料についても同様です。また、自動車税などの県税、所得税などの国税にも影響はありません。

市制施行に向けた取り組み

町では、令和6年4月に市制施行準備室を設置し、さまざまな準備を進めています。

市制施行推進本部会議・有識者会議の設置

町内部組織である「市制施行推進本部会議」を設置するとともに、福祉事務所部会など7つの検討部会を設置し、市制施行に向けて調査・研究を行っていきます。

また、第三者機関として、市制施行に関する必要な検討や調査を行う「市制施行有識者会議」を設置する予定です。

市制施行に関するアンケート調査の実施

市制を目指すにあたり、本町にお住まいの方や事業者の方に、市制施行に関するアンケート調査を実施する予定です。詳細については、改めて広報等でお知らせします。

このほか、さまざまな機会を捉え機運の醸成に取り組めます。



阿見町の成り立ち

Q. 阿見町はいつごろ誕生したの？

A. 明治22年（1889年）に、阿見村・朝日村・君原村・舟島村が誕生しました。
その後、昭和20年（1945年）5月7日に阿見村が町制施行し阿見町となり、昭和30年（1955年）4月1日に阿見町、朝日村、君原村と、舟島村の一部が合併し、今の阿見町となりました。



広報に載せた情報はホームページでまとめています。



今後も市制施行の進捗については、随時お知らせしていきます。

ふるさと納税返礼品提供事業者 個別相談会を開催します！

町では、ふるさと納税の更なる拡充を図るため、新たに「返礼品」を出品していただける事業者を随時募集しています。また、すでに「返礼品」を出品されている事業者からの相談等も受け付けます。つきましては、「返礼品」についての個別相談会を以下の日程にて開催します。



- 期 日** 8月29日(木)
- 時 間** 午後1時30分～6時30分(最終受付:6時)
- 場 所** 役場3階 306会議室
- 申込方法** 電話申込 **事前申込制**
- 主な相談内容** 返礼予定品の相談、返礼品登録までの流れ等 **新規事業者**
新規返礼予定品の相談、売上を伸ばすための対策等 **既存事業者**
- ◎相談時間は、1事業者当たり30分程度を予定しています
- ◎ふるさと納税の業務代行業者も同席予定です



北は北海道、南は沖縄県まで全国の人からの寄附(返礼品のお申込み)を受けております。そのため、商品が町の返礼品として承認されると、全国に商品をPRすることができます。今回の個別相談会を機に、ぜひ返礼品登録をしてみませんか。

※返礼品には、町内で生産または加工された商品、町内産の原料を用いた商品(加工は町外でも可)などが該当します。詳細につきましては、個別相談会にてご説明します

個別相談会を経て、返礼品登録された商品の一例



蕎麦打ち体験セット



ギボウシ商品券



冷凍焼き芋



「霞ヶ浦の美味しいお米」
ミルクークイン



茨城県産紅はるか
「干し芋」



国産 黒えごま油



あみっパトートバッグ

令和5年度 阿見町ふるさと納税(ふるさと応援寄附金)の受入状況

総件数: **6,540 件** 総額: **120,663,000 円**

寄附金の内訳

事業名	件数	金額
1.「人がつながるまちづくり」を実現するための事業 町民参加の促進、国際交流の促進、情報化の推進、広域行政の推進など	1,281 件	26,058,000 円
2.「人を育むまちづくり」を実現するための事業 高齢者支援、障害者支援、子育て支援、スポーツの振興など	1,543 件	26,390,000 円
3.「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業 市街地の整備、景観整備、農業の振興、商業の振興、観光の振興など	722 件	11,828,000 円
4.「安全・安心のまちづくり」を実現するための事業 上下水道の整備、防災対策の推進、防犯対策の推進、自然環境の保全など	654 件	12,826,000 円
5. あみ人材育成基金 地域産業の担い手となる人材の育成に充てさせていただきます	185 件	3,072,000 円
6. 予科練平和記念館整備管理基金 阿見町予科練平和記念館の整備および管理に充てさせていただきます	151 件	2,781,000 円
7. 町長にお任せ 町長が必要と考える事業に充てさせていただきます	1,839 件	34,720,000 円
8. 新型コロナウイルス感染症対応に関する事業 感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するための事業に充てさせていただきます	82 件	1,292,000 円
9. 二所ノ関部屋応援に関する事業 大相撲「二所ノ関部屋」の応援や支援をするための事業に充てさせていただきます	83 件	1,696,000 円

ふるさと応援寄附金の使い道

令和5年度にいただきました寄附金は、総合計画の施策を推進していくために活用いたしました。



1. 「人がつながるまちづくり」を実現するための事業
(広報活動充実のため、「町公式 LINE」を導入しました)

2. 「人を育むまちづくり」を実現するための事業
(スポーツ振興のため、「あみスポーツフェスタ」を開催しました)



3. 「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業
(観光振興のため、「予科練平和記念館ミュージアムショップ」を開設しました)



4. 「安全・安心のまちづくり」を実現するための事業
(防災対策推進のため、「町内防災倉庫の備蓄品」を更新しました)

商工観光課 ☎ 888-1111 (内線 375)

＼人を育むまちづくり／ 空き家バンク制度

～住まなくなった家、登録しませんか～



都市計画課 ☎ 888-1111（内線 232）

町では、空家等の有効活用を通し、良好な住環境を維持することにより、町への定住促進および地域活性化を図るため、空き家バンク制度を運用しています。空家等をお持ちの人や、売却をご検討している人は、ぜひご登録ください。その空家等は誰かにとって必要な家かもしれません。

空き家バンクとは

町内に活用されていない空家等をお持ちの人で、「売りたい」「貸したい」人に物件を登録していただき、町内への定住等を目的として空家等を「買いたい」「借りたい」という人へのマッチングを行う制度です。
※町では、登録された空家等情報を利用登録者に提供しますが、物件の交渉や契約等については、媒介業者を通して契約行為を行っていただきます。また、すべての空家等物件が登録できるわけではありませんので、詳細は都市計画課へお問い合わせください。

空き家バンクの仕組みと流れ



媒介業者 の選択

空き家バンク制度登録時に、媒介業者の選択をお願いしています。
下記のホームページを参考にいずれかの協会をお選びください。

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会
<http://i-takken.or.jp>

公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部
<https://ibaraki.zennichi.or.jp>



ご存知
ですか!?

空家等活用補助金



都市計画課 ☎ 888-1111 (内線 232)

町内にある空家等の有効活用を通して空家等の管理不全を予防するため阿見町空家バンク制度の登録物件を売買または賃貸借契約を成約した方に対し、補助金を交付します。

補助金の詳細

補助対象	補助対象者	補助金額	上限額
改修工事費	物件登録者 利用登録者	補助対象工事の経費総額に 2/3 を乗じた額 ※総額 20 万円を超える工事に限る	50 万円
家財処分費	物件登録者	家財処分経費総額に 1/2 を乗じた額	10 万円

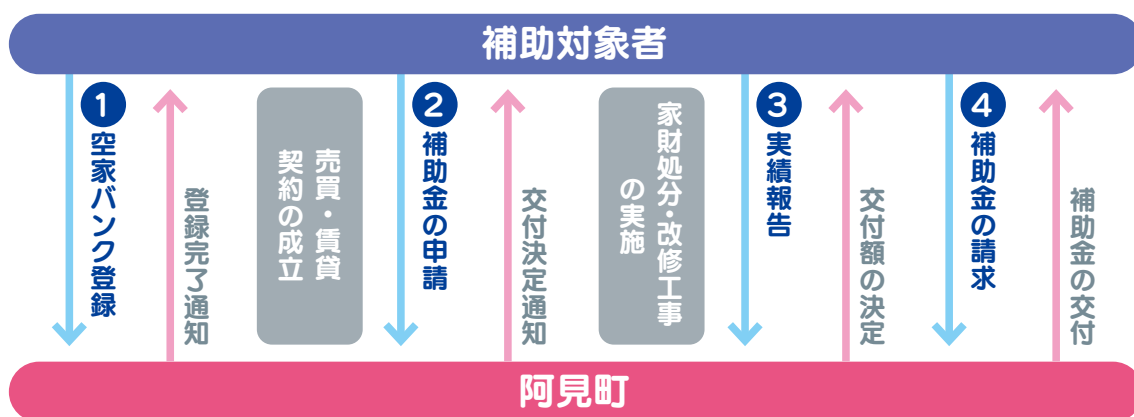
- 必ず、事業着手前に申請してください。事業着手後の受付はできません。
- 申し込み多数により、予算の上限に達した場合は、募集を打ち切ります。お早めに申請ください。(先着)

補助金対象者

- ①阿見町空家バンクを通じて、空家の売買または賃貸借契約を成約した登録者及び利用登録者。
- ②登録者および利用登録者が 3 親等以内の親族でないこと。
- ③登録者および利用登録者が町税（国民保険税等）を滞納していないこと。
- ④利用登録者にあっては、10 年以上居住または利活用する意思を有する者に限る。
- ⑤登録者および利用登録者が阿見町暴力団排除条例の規定に該当するものでないこと。
- ⑥登録物件に係る他市町村の補助金の交付その他の補助等を受けていないこと。
- ⑦登録者および利用登録者等にそれぞれ 1 回限りの交付とする。



交付までの流れ



※補助金を申請される場合は阿見町空家等活用補助金交付金申請書（様式第 1 号、様式第 2 号）を記入の上、阿見町役場 都市計画課まで提出をお願いします。

- 当制度の詳しい手引きや各種申請書につきましては、都市計画課窓口にご用意しておりますのでお気軽にご相談ください。
- 各種申請書につきましては、町ホームページにも掲載しています。
<https://www.town.ami.lg.jp/0000007990.html>



身近な自然とのふれあい ＼夏の自然体験のご案内／

町では、自然と共存する町づくりを推進するため、霞ヶ浦や町の豊かな自然を体験する事業を行っております。身近な環境学習の一つとして参加してみたいはいかがでしょうか？（参加費はいずれも無料です）

下記の申込みについては、役場 1 階生活環境課にて受付となります。※お電話での申し込みも可

生活環境課 ☎888-1111（内線 174）

「ワッカク山里の森」 ～自然の中で思いきり遊ぼう～

若栗地内にあるワッカク山里の森にて自然体験会を行います。

- ▼日 時：7月21日（日）午前9時30分～11時30分
- ▼内 容：自然の中での遊び および 小川での遊び体験
- ▼対 象：どなたでも参加可能
（小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります）
- ▼募集人数：20人（定員で締切）
- ▼持 参 品：濡れても良い靴・飲み物・帽子など
- ▼申込期間：7月1日（月）～7月11日（木）



ブランコ遊びをしたり、沢遊びをします

「小池城址公園」 ～昆虫採集をしてみよう～

小池城址公園内で専門家の案内による昆虫観察会を行います。

- ▼日 時：7月28日（日）午前9時30分～11時30分
- ▼内 容：昆虫採集と観察
- ▼対 象：どなたでも参加可能
（小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります）
- ▼募集人数：20人（定員で締切）
- ▼持 参 品：虫取り網・虫かご（または飼育容器）・飲み物・帽子など
- ▼申込期間：7月1日（月）～7月11日（木）



小池城址公園での観察の様子

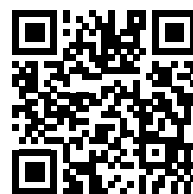


どちらの自然体験についても、申込者に後日、案内通知文をお送りします



飼い犬・飼い猫の適正な飼育をお願いします

- 犬の放し飼いはやめてください
 - ▼散歩のときも必ずリード（引き綱）をつけましょう
 - ▼特定犬はオリの中で飼いましょう
- 犬の登録と狂犬病注射は飼い主の義務です
 - ▼鑑札、注射済票は、所有者の明示のために首輪などに装着しましょう
- 犬・猫は捨てないでください
 - ▼子犬・子猫は必ずしも飼い主が見つかるとは限りません
 - ▼飼い主の責任で不妊・去勢手術を受けさせましょう
- 飼い主不明の猫にエサだけ与える行為はやめてください
 - ▼飼うのであれば責任をもって正しく飼育しましょう
- いざという災害に備えましょう
 - ▼「ペット同行避難ガイドライン」を参考にし、災害時のペット同行避難が円滑に進むよう備えておきましょう



▲ペット同行ガイドライン

第11回

みんなで選ぶ

緑のカーテンコンテスト 参加者募集!

生活環境課 ☎888-1111 (内線 173)

ご家庭で育てた「緑のカーテン」を写真撮影して、コンテストに応募しませんか? 応募していただいた写真は公民館のロビーに展示し、写真をご覧いただいた皆さんにコンテストの投票をしていただきます。

- ▼ 対 象 : 町内の各家庭・企業が今夏育てた「緑のカーテン」であること
- ▼ 募集期間 : 8月1日(木) ~ 8月29日(木)
- ▼ 応募用紙 : 役場 1 階生活環境課・各公民館・各ふれあいセンターの窓口で入手するか、町のホームページよりダウンロードしてください
- ▼ 応募方法 : 応募用紙に▽氏名(会社名)▽住所▽電話番号▽タイトル▽植物名を記入し、L判カラー写真2枚(遠景〔全体がわかる写真〕・近景の写真を各1枚)を貼付のうえ下記に直接または郵送で申し込む
※応募写真等は返却しませんのでご了承ください
- ▼ 応 募 先 : 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号
阿見町役場 生活環境課
- ▼ 展 示 等 : ▽応募された写真は下記の通り展示します。ぜひ投票にもご参加ください。
8月31日(土) ~ 9月12日(木) : 本郷ふれあいセンター
9月14日(土) ~ 26日(木) : かすみ公民館
9月28日(土) ~ 10月11日(金) : 君原公民館
▽応募作品の中から5点(ベストグリーン賞・きれいで賞・さわやかで賞・涼しいで賞・がんばったで賞)を選び、表彰を行います。
▽参加された方には、参加賞をご用意しています。(数に限りがあります)
- ▼ そ の 他 : ▽主催: 阿見町生活環境課 ▽共催: アミエコクラブ
▽協賛: アイリスオーヤマ株式会社、マルカン酢株式会社、三菱商事ライフサイエンス株式会社
▽応募いただいた写真は広報あみ等で使用する場合がございます



投票場所の様子

ようこそ



ふれあい地区館へ

みなさんの参加をお待ちしています!



ふれあい地区館 HP

中央公民館 公民館係 ☎888-2526

ふれあい地区館とは?



ふれあい地区館は、

- 「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるような「届ける生涯学習」の体制を確立し、学習参加を促進する。
- 互いに学び、活動し合う場をつくり、生涯学習の実践を促す。
- 地域コミュニティづくりを推進する。

という3つのねらいを実現するために、平成2年4月よりスタートした事業です。

各地区の公会堂や集落センター等に出向いて講座やレクリエーション等を展開することで学習機会を提供し、町民の生涯学習の実践を推進していきます。

ふれあい地区館 行政区一覧

阿見	・中郷西 ・中央東 ・鈴木	・若栗北 ・中央西 ・三区上	・若栗宿 ・中央南 ・三区下	・西方 ・中央北 ・富士団地
吉原	・大砂 ・下吉原	・上吉原 ・よしわら	・中吉原 ・新山	・福田
君原	・君島 ・追原	・石川 ・大形	・堀 ・飯倉	・上条 ・飯倉二区
阿見第一	・立ノ越 ・大室 ・岡崎	・青宿 ・曙東 ・中郷東	・新町 ・曙南 ・白鷺団地	・廻戸 ・霞台

実穀	・実穀 ・上小池	・上長 ・下小池	・寺子 ・筑見
本郷あさひ	・住吉 ・上本郷	・二区北 ・下本郷	・二区南 ・シンワ ・中根 ・本郷
舟島	・竹来 ・南平台一丁目	・掛馬 ・南平台二丁目	・上島津 ・下島津 ・南島津 ・南平台三丁目
阿見第二	・阿見台 ・上郷	・西郷	・一区南 ・一区北

阿見ふれあい地区館

事業名	実施時期
ゲーム交流会	6月
スポーツ交流会（ソフトバレーボール等）	6・10月
ふれあいウォーキング	10月
ふれあいイベントまつり	11月
ふれあい演奏会	R7.2月



事務局からひとこと

担当：市田 良刃

昨年はコロナ明けで以前の活発な地区にしていこうと行政区の皆さんのご協力を頂きながら活動を進めてまいりました。

初心者でしたが何とか一年間やり遂げることができました。

今年度は地区の皆さんに少しでも近づけるよう出前講座を推進し、ご意見、ご提案を頂きながら楽しい活動にして参りますのでご協力の程宜しくお願い致します。

連絡先：888-2526（中央公民館）

実穀ふれあい地区館

事業名	実施時期
地域の歴史を探るシリーズ全三回	6・9・11月
健康医学講座全三回	6月
三世代お楽しみのだ自慢大会	7月
Eスポーツ体験会	7月
参加体験型の地区館まつり	11月



事務局からひとこと

担当：磯部 和正

ふれあい地区館活動は34年目を迎え、マンネリ化や周知不足等の問題点も抱えています。「阿見の民俗」が40年前に刊行されており、そこには長い年月に渡り地域社会に根付いた住民の千絵と風習が描かれています。つまり人は古代より人と人との繋がりの中で社会を形成して生きてきたのです。

ふれあい地区館活動とは、実はその原点に立ち返るものともいえます。いろいろな個性や背景を持った人と関わりあう事が、私たちの生活を豊かにします。社会教育指導員3年目を迎えてこの仕事の面白さを感じています。

連絡先：886-5225（実穀ふれあいセンター）

吉原ふれあい地区館

事業名	実施時期
三代交流会	6月
健康教室	6・2月
創作教室	7・8・12月
吉原ふれあい広場	10月
シルバーリハビリ体操教室	通年



事務局からひとこと 担当：関川 敏明

まだまだコロナ禍は収束していませんが、昨年度は5年ぶりに吉原ふれあい広場を実施することができ、他の事業もコロナ禍以前の水準に近いところまで実施することができました。また、今年度は、昨年度発足したばかりの行政区「よしわら」からも推進委員を選出していただき、顧問、運営委員、推進委員合わせて51名の役員で様々な事業に取り組んでいきます。皆様のお力添えをいただきながら、吉原地区の皆様の「ふれあいと交流」に繋がる事業を推進できればと思います。

連絡先：889-0277（吉原交流センター）

本郷・あさひふれあい地区館

事業名	実施時期
三代交流輪投げ大会	9月
ふれあい地区館まつり	10月
フレイル予防講座	11月
元気アップ体操	12月
シニア部会輪投げ大会	7月、R7.2月



事務局からひとこと 担当：関戸 紀之

事務局の務めもこの4月で3年目を迎えました。本郷・あさひ地区は市制移行を目指す阿見町を象徴するように年々住民も増え、賑やかな地区になっています。

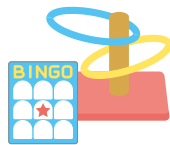
町民の皆様が「阿見町に住んで良かった！」と思えるよう、ふれあい地区館の事業も魅力あるものにするべく頑張りたいと思います。

引き続きのご支援・ご鞭撻のほど、よろしくお願いします。

連絡先：830-5100（本郷ふれあいセンター）

君原ふれあい地区館

事業名	実施時期
シルバーリハビリ体操	4月～
グラウンドゴルフ交流会	4月～
ふれあい地区館まつり	11月
芸術作品展	11月
三代交流会（昔遊び体験）	12月



事務局からひとこと 担当：櫻井 久夫

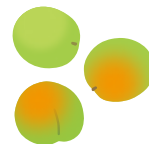
本年度は、地区の皆様と共に、魅力ある地域資源を活用した事業に厚みを加え、「君原らしさ」の創出を図ります。

そして、地区の皆様によりまして、ふれあい地区館活動を「伝え合う、支えあう、高めあう」場として活用いただけるよう努めていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

連絡先：889-1363（君原公民館）

舟島ふれあい地区館

事業名	実施時期
梅もぎ健康ウォーキング	6月
三代交流会	7月
舟島ふれあい地区館まつり	11月
ふれあいスポーツ交流会	11月
フレイル予防講座	12月



事務局からひとこと 担当：千葉 俊子

舟島ふれあい地区館は8行政区から成り立ち、各行政区から選出された運営委員・推進委員の皆様が中心となり、運営・活動しております。

今年度も地区館まつりをはじめ移動学習や出前講座等、地域交流や生涯学習の一助になる事業を開催いたします。

どうぞお気軽にご参加ください。

連絡先：840-2761（舟島ふれあいセンター）

阿見第一ふれあい地区館

事業名	実施時期
移動学習（高齢者部会）	7月
夏の映画会（青少年育成部会）	7月
ふれあい地区館まつり	11月
健康づくりハイキング（成人・体育部会）	R7.2月
春の花の寄せ植え教室	R7.3月



事務局からひとこと 担当：大原 稔

阿見第一ふれあい地区館は、12行政区から選出された運営委員・推進委員が中心となり活動しています。

「いつでも・どこでも・だれでも」を合言葉に住民の皆様楽しく活動できる場と機会を提供し、住民同士のふれあいを深めています。

住民の皆様の声をお聞きし、新規イベントを積極的に取り入れ、皆様の期待に沿った活動を進めていきます。今後共、地区館活動に積極的な参加をお願いいたします。

連絡先：888-8111（かすみ公民館）

阿見第二ふれあい地区館

事業名	実施時期
健康教室（女性部会）	6月
移動学習（成人部会体育部会）	7月
地区館まつり	10月
習字教室（こども部会）	12月
お楽しみ会（高齢者部会）	R7.1月



事務局からひとこと 担当：福士 幸子

阿見第二ふれあい地区館は第二小地域の5行政区から成り立っています。今年度はコロナ禍前の事業にほぼ戻れるよう進めていきたいと思っています。

地域の皆様と共に楽しく活動していきたいと思っていますので、多くの参加をお待ちしております。

連絡先：888-8111（かすみ公民館）

※今年度計画している事業の中から一部を掲載しています。

ここに掲載している事業は、変更または中止になる場合があります。



交通安全母の会

交通ルールを守ること、交通マナーの向上を目指すこと、
「交通事故のない明るいまちづくり」に取り組んでいます！

これから『街頭キャンペーン』
に行きます



保育園、幼稚園で
『交通安全教室』



『イベント』を通して
仲間づくり



会員が率先して
取り組みます



ウォーキング時に
タスキ、反射材を着用など

会員を募集しています

「阿見町交通安全母の会」は、県交通安全母の会
連合会に所属し、昭和 42 年に発足以来「交通
安全は家庭から」を合言葉に活動しています。

ご興味のある方は・・・

生活環境課(阿見町役場 1 階)へご連絡ください。 ☎888-1111(内線 171)

活動は、警察署、交通安全教化員の人たちが
教えてくれます。

名称は「母の会」ですが、年齢・性別・家族構
成は問いません。



祝 5 万人達成！新しい時代へ！！

まい・あみ・まつり2024

実行委員会からのお知らせ



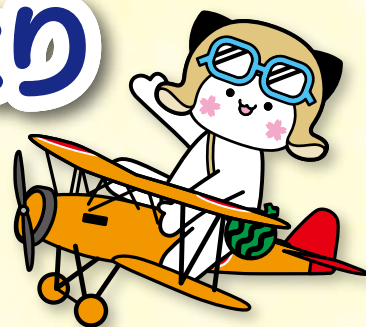
実行委員会事務局 ☎888-1111（内線 303）

	8月3日（土）	8月4日（日）
ステージでの催し	● オープニングセレモニー 明るく楽しいおまつりのスタートです！スーパーリア市の皆さんがいらっしゃいます。 ● 相撲イベント 二所ノ関部屋力士による、ふれあいステージです。 ● マイアミフェスⅠ まいあみステージメインイベント！！ステージを飾る歌やダンスをお楽しみください。 ● 常陸陣太鼓 陸上自衛隊による大迫力の常陸陣太鼓です。	● 伝統芸能 町内各地区の特色ある伝統芸能をお楽しみください。 ● よさこいソーラン 独創的かつ完成度の高いパフォーマンスでステージを盛り上げます。 ● マイアミフェスⅡ ステージメインイベントは2日間に亘って開催します。 ● 芸能ショー ルパン三世でおなじみ「栗田貴一」さんや、「ビューティーこくぶ」さん、「響乃じゅん子」さん、阿見大使「ノブ&フッキー」さんのお楽しみのステージです！その他出演者による歌や芸にもご期待下さい。
ストリートでの催し	● ヒーローショー 全国・海外のイベントで人気のヒーローが参上！舞神双嵐龍ソーランドラゴンがやってくる！ ● 大道芸パフォーマンスショー 風せんピエロさん、つねむねさんによるパフォーマンス！ちびっこに大人気のショーです！！ ● 大人神輿巡行 粋なはんでん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ、威勢のよい掛け声を響かせます。	● ねばねば音頭 あみ大使「浅野勝盛さん・泉水いづみさん」による「ねばねば音頭」。曲に合わせてみんなで踊ろう（飛び入り参加大歓迎です。） ● よさこいソーラン 町内のよさこいチームのダイナミックな演舞を、ぜひご覧ください。 ● 盆踊り 町内の行政区・団体・企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。曲は「阿見音頭」「新阿見音頭」で笑顔を元気を届けます！
会場内	● 美味しい楽しいがいっぱいのグルメフェスを開催！ 阿見町商工会会員を中心とした店舗が、それぞれ自慢の料理を提供！ここでしか味わえない特製メニューがあるかも！？ ● まいあみ展として、企業・団体の活動紹介を予定しています。 迫力の特殊車両展示は必見！	
お知らせ	※会場に一般駐車場はありません。阿見町役場駐車場やシャトルバス等をご利用ください。 会場周辺の路上や私有地への駐車は絶対にお止めください。 催しは企画検討中のものであり、変更になる場合があります。 詳細は後日配布予定のプログラムをご確認ください。	ボランティア募集のお知らせ ▼日時：8月3日（土）～4日（日） ※時間は応相談、一部でも可 ▼内容：会場の準備・進行の手伝い・片付けなど ▼申込方法：7月12日（金）までに、電話または直接上記に申し込む

予科練平和記念館だより



今月号は、夏休み期間に実施するイベントをご紹介します。



朗読劇「ぼく モグラになった予科練」「特攻基地の三毛猫」

予科練平和記念館で、長年にわたってご自身の予科練時代の体験を元に「海軍飛行予科練習生」とはどのような制度だったのか、入隊した少年たちはどのような進路を辿ったのかを多くの人たちに伝えてきた元予科練習生がいます。

残念ながら去年ご逝去されましたが、予科練平和記念館では、その方の体験談を「ぼく モグラになった予科練」という朗読劇にして語り継いでいこうという試みを行っています。

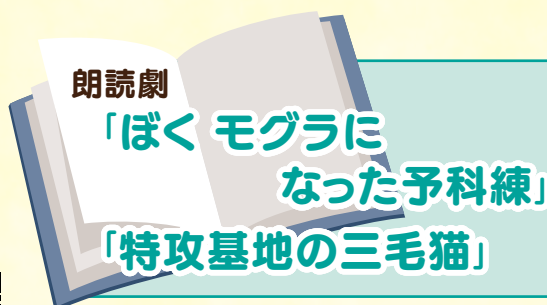
2024年は最初の特攻隊「敷島隊」が飛び立ってから80年になります。「敷島隊」の隊員は、隊長以外直掩を除いた全員が予科練出身のパイロットで構成されていました。大戦末期、多くの若者の命が失われた特攻作戦について改めて考えていただければという思いで、今年は「ぼく モグラになった予科練」とあわせて、「特攻」をテーマにした新作も上演いたします。

この朗読劇には、出撃したパイロットに想いを馳せ、戦争や平和について考えていただくためのある仕掛けがしてあります。

大人の方にもぜひお聞きいただきたい作品です。また、お子さまの夏休みの平和学習にもお役立ていただけます。皆様のご来場をお待ちしております。



昨年の様子



- ▶ 日程 2024年8月10日(土)14:00～予定
- ▶ 場所 予科練平和記念館ラウンジ
- ▶ 入場無料 常設展示をご覧になる場合は観覧チケットが必要になります

臨時休館のお知らせ

予科練平和記念館では、寄贈された資料の整理や燻蒸作業を行うため、下記の日程で臨時休館いたします。

期間中は屋外の零戦二一型実物大模型も展示中止となります。

また、陸上自衛隊土浦駐屯地内の雄翔館・雄翔園も同時に閉館となりますのでご注意ください。

▶ 日程 令和6年7月16日(火)～7月26日(金)

※7月15日(月・祝)は開館します

※臨時休館中でも駐車場は通常通りご利用いただけます

***** 予科練平和記念館からのお知らせ *****

当館ではこれまで、予科練や戦時の資料の寄贈をお受けしていましたが、受け入れ態勢をとることが難しい状況となりましたため、当面の間受け入れを中止とさせていただきます。態勢が整い次第再開する予定です。

再開のお知らせは当館ホームページやSNS等でお知らせいたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



ホームページ



公式 X (Twitter)



公式 Facebook

あみの文化

7月号

問い合わせ
生涯学習課(中央公民館)
029-888-2526

戦跡保全

阿見町の戦争遺跡⑦ リンドバーグ夫妻来訪の地 (霞ヶ浦海軍航空隊水上班)

昭和六年八月、アメリカから一機の水上班が飛来しました。大西洋無着陸横断飛行を行った「空の英雄」ことチャールズ・リンドバーグがアン夫人を伴い、阿見の地を訪れたのです。海軍大臣や駐米大使が出迎える中、地元村民にも広く開放され、大変な賑わいであったといえます。夫妻は霞ヶ浦海軍航空隊本部の第一士官宿舎での歓迎会への出席や、東京での滞在を経て、次の目的地へと飛び立っていきました。しかし、このわずか一か月後、大陸で満州事変が勃発し、日米は、緊張の時期に突入していくのです。町では現在、戦争遺跡の保存状況を調査しています。当時の記録などがありましたら、ぜひ教えてください。



下村千秋

【第二十二回】 下村千秋研究「起つかへたばるか②」

東北地方の中でも、今度私が見歩いた岩手、青森、秋田の農村漁村は、日本の内地のうちで最も悪い状況に置かれてゐるのではないかと思はれた。
(中略) 試みにこれらの家の一つを訪ねてみると、中は古木のうろのやうに暗く、その中から現れて来るものは顔中がかさぶただけの子供、それから真っ黒に煤けた顔と茫々頭をしたその母親、でなくればくしゃくしゃ目のよぼよぼ婆さんなどで、若い者の顔は一つも見えなかった。話を聞いて見れば、その家にも主人もあり青年もあり娘もあるといふのだが、男たちは樺太の樵夫として、或いは千島、カムチャッカの漁場の漁夫として、娘は福井の人絹工場で、又は名古屋、静岡地方の紡績女工としてそれぞれに出稼ぎに出てゐるといふのだ。



(「下村千秋の世界」平成二十四年刊行 筆者 青山 欣也)

文化財

【町指定有形文化財】 木造十一面観音菩薩坐像

木造十一面観音菩薩坐像は、阿見町追原蔵福寺所蔵の仏像です。製作時期は平安時代後期と推定されます。由来などは不明ですが、塙の不動堂に長く安置されてきました。框材の一木造りで、長い年月の経過によって、頭髪部にあるべき化仏等は失われています。また、後付けで腕が追加されていた形跡があり、不動堂に置かれていたこととの関係が考えられます。このたび、経年による劣化に対処すべく、修繕を行うこととなりました。この四月に阿見を離れ、現在は桜川市の工房へと移りました。修繕は年度内いっばいを予定しています。令和七年度には、修繕された姿をお見せできることでしょう。



文化協会

【第三十七回】 マヒナ (芸能部門)

私たち「マヒナ」は、フラダンスを通じて活動している団体です。令和五年度より文化協会に登録しました。町の発表会などに参加して、踊りを披露しています。昨年は秋に他のフラダンスの団体と一緒に発表会も行いました。ぜひお気軽に参加ください。お待ちしております。



※入会ご希望の方は、文化協会会員、または事務局(生涯学習課)にご連絡下さい。

子宮頸がんワクチンの キャッチアップ接種が今年度で終了します!



キャッチ アップ接種 とは?

平成 9 年度生まれ～平成 19 年度生まれの女性の中に、通常の子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症（HPV））ワクチンの定期接種の対象年齢（小学校 6 年生から高校 1 年生相当）の間に接種を逃した人がいらっしゃいます。まだ接種を受けていない人に、あらためて（今年度まで）、HPV ワクチンの接種の機会をご提供しています。

**キャッチアップ接種対象の人がワクチンを公費で接種できるのは、
令和 7 年 3 月 31 日までです。**

この日を過ぎて接種すると、**全額自己負担**となりますのでご注意ください。

※ 9 価の子宮頸がんワクチンを自費で 3 回接種する場合は約 85,000 円程度かかります。

※ 9 価のワクチンを 3 回接種するには、**6 か月以上**かかります! 今すぐ始めましょう。

子宮頸がんを予防しよう

子宮頸がんで苦しまないためにできることは、**HPV ワクチンの接種と子宮頸がん検診の 2 つ**です。

HPV ワクチンで
HPV の感染を予防



子宮頸がん検診で
がんを早く見つけて治療
(20 歳以上)



ヒトパピローマウイルス (HPV) 感染症とは?

子宮頸がんは、HPV の感染が原因と考えられています。性的接触のある女性であれば 50% 以上が生涯で一度は感染するとされています。

子宮頸がんとは?

日本では毎年、約 1.1 万人の女性が子宮頸がんにかかり、約 2,900 人の女性が亡くなっています。20 歳代から増え始めて、30 歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまう（妊娠できなくなる）人も、1 年間に約 1,000 人います。



定期接種について

平成 20 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日生まれの方は、定期接種の対象となります。
ワクチンを公費で接種できるのは、**高校 1 年生の 3 月 31 日まで**です。

予診票を紛失した人、他市町村からの転入で手元に阿見町の予診票がない人は、健康づくり課の窓口で再発行の手続きができます。

※注意事項

予防接種により期待される効果や、予想される副反応などについて、接種を受けるご本人もよく理解したうえで受けましょう。ご不明な点や気になる点は、接種を受ける前にかかりつけ医（接種医療機関）にご相談ください。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

子宮頸がんリーフレット（詳細版・概要版）を始めとする、子宮頸がんについての情報が載っています。▶



【問い合わせ】健康づくり課（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内） 888-2940

8月1日から～新しくなります 国民健康保険証

国保年金課 国保係 ☎ 888 - 1111 (内線 131 ~ 133)

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は7月31日までとなっています。新しい保険証は7月中旬に郵送しますので、新しい保険証が届いたら内容をよく確かめてください。保険証は個人ごとのカード型になっています。

簡易書留で送付します

新しい保険証は、7月上旬から順次、簡易書留で配達を開始し、7月末までに完了します。保険証を受け取れず、不在連絡票が手元にある場合は、

▽ 8月4日(日)まで・・・阿見郵便局で受け取り

▽ 8月5日(月)から…国保年金課窓口で受け取り

※受け取りの際は、運転免許証など本人確認ができるものを持参してください。

保険証兼高齢受給者証について

70歳から74歳の人には保険証に医療機関を受診するときの負担割合が記載された「保険証兼高齢受給者証」が発行されます。負担割合は前年(令和5年1月～12月)の所得に応じて、2割もしくは3割となります。12月2日以降に誕生日を迎える方で、保険証をマイナンバーカードにひも付けされている方は、マイナンバーカードでの対応となり、保険証は交付されません。

保険証兼高齢受給者証の特徴は次の3点です。

- ①保険証の左上に「兼高齢受給者証」と記載されます
- ②右側中央部分に負担割合が記載されます
- ③左側中央部分に「高齢受給者証発行期日」が記載されます



新たに高齢受給者証対象者になる人へ

令和6年8月2日から令和7年7月1日までに70歳になる人は、今回お送りする保険証の有効期限が、誕生月の月末(1日生まれの人は誕生月の前月末)になります。有効期限が切れる前に令和6年8月2日から令和6年12月1日に誕生日を迎える方は、保険証兼高齢受給者証をお送りします。12月2日以降に誕生日を迎える方で、保険証をマイナンバーカードにひも付けされている方は、マイナンバーカードでの対応となり、保険証は交付されません。



令和7年7月末までに75歳になる人へ

令和7年7月末までに75歳になる人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の保険証に変わります。そのため、今回お送りする国民健康保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日となっています。75歳の誕生日以降の後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日の前に郵送します。12月2日以降に誕生日を迎える方で、保険証をマイナンバーカードにひも付けされている方は、マイナンバーカードでの対応となり、保険証は交付されません。

令和6年度 国民健康保険税

令和6年度の納税通知は7月中旬に発送します

令和6年度国民健康保険税の算定方法は下記のとおりです。皆さんひとりひとりの健康管理が国保税率の伸びを抑える大きな力になります。これからも国保財政・適正受診へのご理解・ご協力をお願いします。なお、国民健康保険税の算定方法は年齢により異なります。

国民健康保険税の算定方法

- ▼未就学児の人：医療分・後期高齢者支援分の均等割額の「2分の1」の額を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません
- ▼40歳未満の人：医療分・後期高齢者支援分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません
- ▼40歳～65歳未満の人：医療分・後期高齢者支援分・介護保険分を合わせて納めます
- ▼65歳～75歳未満の人：医療分・後期高齢者支援分を合わせて納めます。介護保険料は国保税とは別に納めます

▼国民健康保険税の年間税額の計算方法

区分	算定方法	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額	加入者全員の所得額（令和5年1月～12月の各々の所得から基礎控除を差し引いたもの）に応じて計算	6.2%	2.2%	1.3%
均等割額	加入者一人あたりにかかる金額	22,000円	10,000円	12,000円
賦課限度額	合計金額（限度額1,060,000円）	650,000円	240,000円	170,000円

『均等割』の 軽減制度

国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』の軽減制度（前年中の所得に応じ7・5・2割いずれかの適用。申請不要）があります。この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります（収入のない人や被扶養者を含む）。

●特別徴収

65歳から74歳までの世帯主で、次の①～③のすべてに当てはまる人は、年金からの天引きにより国保税を納めることになります。

- ①世帯主が国保の被保険者であること
- ②世帯内の国保の被保険者全員が65歳以上であること
- ③特別徴収の対象となる年金（基礎年金等）の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります
※国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

●普通徴収

上記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくことになります。

後期高齢者医療制度にご加入の方へ

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (内線 134・135)

『後期高齢者医療被保険者証』について

8月1日からご使用いただく被保険者証（有効期限令和7年7月31日まで）を7月中旬に簡易書留で発送いたします。

現在お使いの被保険者証（有効期限令和6年7月31日まで）は8月1日以降にハサミなどで裁断し処分してください。

後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなることがあります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。

『後期高齢者医療保険料』について

▼令和6年度 保険料と賦課限度額（茨城県内均一）

保険料率が見直されて下記のとおり決定されました

保険料（年額） (100円未満切捨て)	=	均等割額 被保険者一人当たり 47,500 円	+	所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除額) × 9.66% (総所得金額等 - 基礎控除額 = 58万円以下の方は 9.00%)
-------------------------------	---	---	---	---

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※賦課限度額（年額）＝ 80万円（昭和24年3月31日以前生まれの方は73万円）

▼均等割額の軽減

1 世帯の所得水準にあわせて、次の通り均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7 割
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） ＋「29.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5 割
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） ＋「54.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2 割

※収入が公的年金の人は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の人は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

2 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度の加入日の前日において、会社などの健康保険の被扶養者であった人は加入後2年に限り、均等割額が5割軽減されます（所得による均等割軽減に該当する人は、軽減の大きい方が優先されます）。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません。

『後期高齢者医療保険料の納め方』について

納入通知書は個人ごとに7月中旬に普通郵便で発送いたします。

▼特別徴収（年金天引きによる年6回の納付）：年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1以下の方。

▼普通徴収（納付書や口座振替による年8回納付）：特別徴収に該当しない方。
普通徴収の第1期納期は7月31日（水）です。納め忘れがないようお願いいたします。

対象の方

国民年金に加入している 20 歳から 60 歳未満の方で保険料を納めるのが困難な方

経済的な理由等で国民年金保険料 16,980 円／月（令和 6 年度）を納付することが困難な時には、申請により免除・猶予となる場合があります。

メリット 1

免除の割合に応じて、一定の年金額が保証されます！

（受給要件を満たしている場合。免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）
※納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット 2

万が一の際にも保障を確保！
病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を申請することができます。

（受給には審査や条件があります。）

■申請について

①申請方法

国保年金課で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果（承認・却下）をお手元に通知します。

②申請時期

令和 6 年度免除（令和 6 年 7 月から令和 7 年 6 月）の受付は 7 月 1 日（月）からとなります。過去の年度の申請は、申請時点から 2 年 1 か月前まで遡ることができます。

③過去の所得で審査

申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。
※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません（50 歳未満の人に限り利用できる制度）

▼失業による特例免除

失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、保険料の納付が猶予となる場合があります。書類が必要になることがありますので、上記までお問い合わせください。

■免除の割合と納付額（令和 6 年度）、受け取る年金額への反映

免除の割合	納 付 額	受け取る年金額への反映
全額免除	0 円	2 分の 1
4 分の 3 免除	4,250 円	8 分の 5
半額免除	8,490 円	4 分の 3
4 分の 1 免除	12,740 円	8 分の 7

※一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります。



内閣府
男女共同
参画局

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？

ドメスティックバイオレンス(DV)とは？

ドメスティック・バイオレンス(DV)は犯罪であり、人間の尊厳をおとしめる行為です。町ではこれらの認識を深めるための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

一般に親密といわれる関係にある人(配偶者、事実婚のパートナー、恋人など)から受ける暴力のことを言います。また10代から20代の若い人を中心に、「デートDV」という恋人同士の間で暴力によって相手を思いどおりにする行為が問題視されています。



さまざまな暴力の形態

- ▶身体的な暴力 …殴る、足で蹴る、首を絞める、突き飛ばす、引きずり回すなど
- ▶精神的な暴力 …どなる、脅す、ばかにする、無視する、物に当たるなど
- ▶性的な暴力 …嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しないなど
- ▶経済的な暴力 …生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、仕事を辞めさせるなど
- ▶社会的な暴力 …友人や身内との付き合いを制限する、自由に外出させないなど

町の令和5年度 虐待・DV等の相談状況について

「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき、相談状況について公表します。

面接や電話による相談件数 240 世帯 336 人

(内訳) 配偶者等からの暴力	25 世帯	29 人
児童虐待	128 世帯	158 人
障害者虐待	13 世帯	13 人
高齢者虐待(65歳以上)	16 世帯	18 人
住民票閲覧制限等	52 世帯	112 人
その他	6 世帯	6 人

※町では町民活動課・社会福祉課・高齢福祉課・子ども家庭課・町民課・健康づくり課・教育委員会指導室・地域包括支援センター(社会福祉協議会)等が相談窓口となり、情報を共有しながら連携をとって対応しています。また、警察・県女性相談センター・児童相談所等の関係機関と協力し、さまざまな問題について相談をお受けしています。

『一人で悩まず、まずはご相談ください。』

問い合わせ：阿見町役場 町民活動課 男女共同参画室

☎ 888-1111 (内線 271) 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

6月23日～29日は男女共同参画週間です

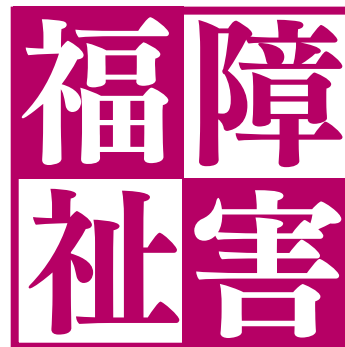
国では「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日を踏まえ、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日～29 日までの一週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

[令和 6 年度のキャッチフレーズ]

『だれもがどれも選べる社会に』

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』



社会福祉課 ☎888-1111 (内線 164・165)

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は、本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人は原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳未満の児童は世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯は18歳以上と同じようになります。各福祉手当は所得制限があるものもあります。詳細は上記へご相談ください。

■手帳制度

身体障害者手帳	視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害のある人を対象に交付されます
療育手帳	知的障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます
精神保健福祉手帳	精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやすくするために交付されます

■障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、国の指定する難病等の人も対象となります。

介護給付・訓練等給付	身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所・入所等のサービスを利用できます。サービスを利用するには、障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いすなどが対象（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。
自立支援医療	▼精神通院：精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します ▼更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象） ▼育成医療：町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

■福祉手当の支給（令和6年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）

特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し手当を支給月額 28,840 円
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額 15,690 円
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。▼1級：月額 55,350 円 ▼2級：月額 36,860 円
在宅心身障害児福祉手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額 5,000 円
難病患者福祉手当	県から『指定難病特定医療費受給者証』を交付され治療中の人に手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額 3,000 円

■ **公共料金の減免** 障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

NHK 放送受信料 社会福祉課で証明を受ける必要があります

■ **各種割引** 障害者手帳の交付を受けている人が対象です。

タクシー料金	県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が 1 割引になります（身体障害者手帳・療育手帳）
JR 運賃・バス運賃・航空運賃	割引の対象には一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください
有料道路料金	身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用時には社会福祉課で割引証明を受ける必要があります

■ **町地域生活支援事業** 利用にあたっては、障害者手帳を取得している等、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります

相談支援事業	障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います
意思疎通支援事業	聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います
日常生活用具の給付	日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します
地域活動支援センター事業	通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週 2 回を限度として入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）
日中一時支援事業	介護者の都合等で障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時預かりを行います
自動車運転免許取得費補助事業	身体障害者手帳（1 ～ 4 級）を交付されている人が就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を 10 万円を限度に補助します
自動車改造費補助事業	上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている人が、就労などに伴い自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を 10 万円を限度に補助します
福祉タクシー利用料金助成事業	身体障害手帳 1・2 級または療育手帳㊤・A および精神保健福祉手帳 1・2 級の所持者で、かつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、利用するタクシーの料金 2km 相当分を助成します。年間 36 枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間 60 枚）の利用券を交付します
知的障害者探索支援サービス事業	療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS 装置）を貸与します
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します
身体障害者健康診査事業	在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。 施設入所・入院中の人、1 年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年 2 月に実施します）

■ **高齢者等ごみ出し支援事業** 家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や視覚又は肢体不自由の身体障害者手帳 1 級又は 2 級に該当する人に対し、ごみの戸別訪問収集を行います。家族や親族、近所の人などから協力を得られることができない世帯が対象です。

■ **つぼみ教室** 障害のあるお子様や発達のお子様の発達支援を目的とした障害児療育事業です。親子で参加するさまざまな遊びをとおり、お子様の発達に応じて楽しみながら成長できるような保育を保育士が行います。また、作業療法士による遊びや日常生活動作面での助言等も行います。対象者は、療育の必要がある小学校就学前のお子様およびその保護者で、親子での通所が可能な人。診断名の有無は問いません。毎週月・木曜日の午前 10 時～正午、総合保健福祉会館『さわやかセンター』内で行っています。

■ **町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業** 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18 歳未満）の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の 3 分の 2（千円未満切捨て）となります。

だれもが安心して暮らせるまちづくり

みんなで防ごう 高齢者への虐待

高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ 888-1111（内線 142・144・743）

高齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳をもって生活することはとても大切なことです。しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっています。

令和4年度、茨城県内における虐待の疑いを含む相談・通報の件数は730件でした。この件数は毎年増加傾向にあります。高齢者を守り、介護者を支えるためには、高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで虐待の起こらない地域づくり、支えあいが必要です。

■高齢者虐待とは…

虐待を防止し、高齢者の尊厳ある暮らしを保ち、高齢者の家族や介護者の負担を軽減し支えることを目的として「高齢者虐待防止法」が制定されました。高齢者虐待防止法では、65歳以上の高齢者を介護している家族等や介護施設従事者が高齢者に対して行う、次のような行為が「虐待」として定義されています。

虐待の種類	虐待行為	具体的な例
①身体的虐待	身体に傷やあざ、痛みを与えること、外部との接触を意図的・継続的に遮断すること。	▽つねる、殴る、蹴る▽ベッドや車いすに縛り付ける ▽自分の意思で動けないようにする—など
②介護・世話の放棄（ネグレクト）	意図的か結果的かを問わず、介護や生活の世話を怠る等、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体的・精神的状態を悪化させていること。	▽入浴・洗髪等がされていない▽水分や食事を与えず脱水・栄養失調になるおそれがある▽劣悪な住環境に放置する—など
③心理的虐待	高圧的な態度や言葉、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。	▽排泄の失敗を嘲笑する▽どなる、脅す、ののしる、悪口を言う▽侮辱的に扱う—など
④性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。	▽懲罰的に下半身を裸にして放置する▽キス、性器への接触、性的関係を強要する—など
⑤経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ▽本人の資産等を無断で使う、処分する▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使う—など

■虐待に気づいたら…

高齢者への虐待に気づいたり、気になることがあれば、町や町地域包括支援センターに通報・相談をしましょう。確かな証拠がなくてもかまいません。高齢者虐待防止法では、『虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならない』と定められています。

通報者・相談者の秘密は守られます。町ホームページには虐待の兆候やサインのチェックリストや、介護者のためのセルフチェックリストを掲載しています。

▼町：高齢者虐待防止のために



虐待を受けた高齢者本人も届出ができます。おひとりで悩まずにご相談ください。

■虐待防止と高齢者・介護者への支援のために…

高齢社会をむかえ、誰もが高齢者虐待の問題に直面する可能性があります。要因はさまざま、高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている本人が遠慮したり、家庭内の問題を知られたくないなどの理由からわかりづらいことがあります。

虐待をしてしまう背景にはこれまでの家族関係・認知症による介護の困難さ・認知症への理解不足・介護者の孤立・業務の多忙・経済的困窮などの問題が複雑に絡み合っている場合がほとんどです。地域で支えあい、日頃から声掛けや気配りをすることで虐待を防止し、早期発見につなげられます。

■相談・通報窓口

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状態を確認し、関係機関と連携して高齢者本人や家族に必要な支援を行います。また、高齢者の権利擁護（成年後見制度）に関する相談支援も行っています。

小さな違和感をおぼえたら追い込まれる前に、まずはお気軽にご相談ください。

高齢福祉課高齢福祉係

☎ 888-1111
（内線 142・144・743）

町地域包括支援センター
（町社会福祉協議会内）

☎ 887-8124

65歳以上の
皆さんへ

介護保険料の納付について

7月に保険料決定（納入）通知書を送付します

高齢福祉課 介護保険係 ☎ 888 - 1111（内線 726・143）

● 65 歳以上の人の令和6年度介護保険料

皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の2種類の方法により徴収しています。

区分	対 象	年間保険料
第1段階	生活保護受給中の人	19,100 円
	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人	
	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	32,500 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない人	46,000 円
第4段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下の人	60,400 円
第5段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で、第4段階に該当しない人	67,200 円
第6段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	80,600 円
第7段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	87,300 円
第8段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	100,800 円
第9段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	114,200 円
第10段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	127,600 円
第11段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	141,100 円
第12段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	154,500 円
第13段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	161,200 円

● 保険料の納付方法

65 歳以上の人の介護保険料の納付方法は、2 種類（特別徴収・普通徴収）あります。受給している年金の額によって納付の方法が異なります（年金を受給していない人は、すべて普通徴収となります）。

あなたの年金はいくらですか？

老齢（退職）・遺族・障害年金が 年額 18 万円以上	老齢（退職）・遺族・障害年金が 年額 18 万円未満
年金の支給月（年 6 回：4 月～翌年 2 月までの偶数月）に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。 ▶特別徴収といいます ※年度途中の転入者や 65 歳到達者は、特別徴収が開始となるまでの間は、町から送付される納付書で納めていただきます。	町から送付される納付書や口座振替、スマホアプリ決済で、介護保険料を個別に納めます。 ▶普通徴収といいます ※新たに口座振替を希望する場合、別途申し込みが必要です。

低所得者等の自己負担額軽減

高齢福祉課 介護保険係 ☎ 888-1111（内線 726・143）

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院、ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費が所得等に応じて軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。認定証の有効期限は 7 月 31 日までとなります。（現在軽減を受けている方には 6 月下旬に更新のご案内をお送りします）

負担軽減の対象となる人は？

▼表 1 の『第 1 段階』～『第 3 段階』に該当する人です。

※ただし、以下の①②のいずれかに該当する場合は自己負担額軽減の対象となりません

①別世帯の配偶者が住民税課税者の場合

②利用者本人および配偶者の預貯金等の金額が▼表 2 を超えるとき



※令和 6 年 8 月から居住費等の負担限度額が変わります。負担限度額については所得等に応じて決定されます。詳しくは阿見町のホームページからご確認いただけます。

▼表 1

負担段階	所得等の要件
第 1 段階	▼本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ▼生活保護を受けている人
第 2 段階	▼本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税・非課税年金収入額が 80 万円以下の人
第 3 段階①	▼本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税・非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人
第 3 段階②	▼本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税・非課税年金 120 万円超の人
第 4 段階 (対象外)	▼本人が住民税を課税されている人 ▼住民税が課税されている人が同一世帯内にいる人

▼表 2

第 1 段階	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超える場合
第 2 段階	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円を超える場合
第 3 段階①	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円を超える場合
第 3 段階②	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円を超える場合

申請に必要なもの

（申請月の初日から軽減となります。不備のないようご注意ください）

①介護保険負担限度額認定申請書

②同意書（①②は高齢福祉課で発行します）

③通帳等のコピー（対象者本人および配偶者の資産額が分かるものの写し）

▼通帳の表紙（口座名義人と口座番号が確認できるページ）

▼定期預金のページ（定期預金がなくても必要です）

▼直近 2 ヶ月以内の最終残高が確認できるページ（記帳をしてからご用意ください）

※配偶者分を含む、お持ちの口座は全て必要です（コピーはご自身でご用意ください）

※その他の資産をお持ちの場合は、高齢福祉課にご相談ください。

④申請する人の運転免許証などの本人確認書類

⑤対象者本人の介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証（認定証は更新の人のみ）

阿見町のそば生産者が県・国で表彰されました

そば生産者の表彰において、阿見町実穀在住の山口修司氏が、2月21日開催の茨城県そば共進会にて優秀賞、3月27開催の全国そば優良生産表彰にて全国農業協同組合中央会会長賞を受賞されました。

山口氏は令和5年度に県推奨品種である常陸秋そばを約10ha(100,000㎡)栽培しており、同年の収穫量は約10tに達しました。これは町内でも屈指の面積・収穫量であり、今後益々の発展が期待されます。



「エネグローバル株式会社」から企業版ふるさと納税寄附

つくば市で、太陽光発電所の開発事業等を営んでいる「エネグローバル株式会社」(本社：東京都千代田区)から、企業版ふるさと納税として2百万円ご寄附いただきました。

寄附金は「住みやすい町を次世代につなぐ事業」に活用させていただきます。

ありがとうございました。

お知らせ 中央公民館・町民体育館の改修工事

中央公民館ならびに町民体育館の改修工事に伴い、下記の期間で貸館業務を閉鎖いたします。

工事期間中は、施設を利用することができなくなり、利用者の皆様には大変ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、中央公民館1階フロアの学校教育課、指導室、生涯学習課、男女共同参画センター、中央公民館の業務については、これまで通り業務を行います。

閉鎖期間 令和6年7月～令和7年3月末

※工事の進捗状況により変更になる場合もございます。

問中央公民館 ☎ 888-2526

▽中央公民館に関すること：中央公民館

▽町民体育館に関すること：生涯学習課

お知らせ 令和6年度 茨城県立盲学校 地域巡回教育相談会

視覚に障害のある方の見えにくさを補うための補助具(レンズや拡大読書器など)の展示や相談会を行います。小さなお子様や保護者の方だけでなく、成人の方や関係機関からの参加もお受けしています。

入学を前提としない相談会ですので、お気軽にご参加ください。相談は無料です。

日時：7月23日(火) 午前11時～午後3時

場所：土浦合同庁舎 本庁舎 第2会議室(3階)

申込方法：事前に下記に申し込む ※予約制

申込締切 7月18日(木)

問茨城県立盲学校 視覚障害教育支援センター

担当：吉田・武政 ☎ 029-221-3388

E shien@ibaraki-sb.ibk.ed.jp

〈広告欄〉

住宅省エネリフォーム
過去最大
超 大型補助金
※予算無くなり次第終了!!
まずはお問合せ下さい!!

国からの補助金で
お得にリフォーム

田
内窓/トイレ
ユニットバス 他

nello design
完全無料のお見積りのご依頼、ご相談はこちら/
(株)ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町吉原2011-4
☎029-888-6119

ご存知ですか?
2024年4月から

**相続した家や土地の
登記が義務化されました!**

特に理由なく違反していると10万円以下の過料に課せられる場合も...

相続した不動産で
お悩みの方
ご相談ください

売却 買取 管理

査定無料! お気軽にお問い合わせください

ISSEI 一誠商事 阿見支店 TEL: 029-840-2510
茨城県稲敷郡阿見町中郷2-23-3
営業時間 9時～18時 / 水曜定休

お知らせ「認知症相談会」開催

「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。ボランティア団体「オレンジの会」によるオレンジカフェ（認知症カフェ）の中で開催します。

日時 7月25日（木）午後1時30分～3時30分

場所 ▼認知症相談会：本郷ふれあいセンター2階 会議室2

▼オレンジカフェ：本郷ふれあいセンター2階 会議室1

相談員 町地域包括支援センター職員

対象 町内在住の人

参加料 無料

その他 相談者が多い場合、別日の相談をご案内する場合があります。

町地域包括支援センター ☎ 887-8124（午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く）

お知らせ こころの健康相談

あなたや家族が抱えている心の悩みについて相談できます。秘密は厳守します。

日時 7月24日（水）午後1時～2時、
午後2時30分～3時30分

場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

担当 精神保健福祉士・町保健師

申込方法 7月16日（火）までに電話または直接下記に申し込む（予約制）

※匿名での予約、本人・家族以外の人や通院している人の相談は不可

町健康づくり課（総合保健福祉会館内）☎ 888-2940

お知らせ 航空自衛隊空包射撃訓練

航空自衛隊の部隊が霞ヶ浦駐屯地内にて空包を使用した訓練を実施します。

日時 7月11日（木）午前10時～午後4時

場所 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地内グラウンド

訓練内容 空包を用いた射撃

町陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 広報班

☎ 842-1211（2218）

お知らせ テレ朝出前講座「テレビ番組の舞台裏～アナウンサー体験もしてみよう！～」

普段見ているテレビ番組がどのように作られているのか、テレビ朝日の社員から楽しく学びます。アナウンサー、ディレクター、タイムキーパーにも実際にチャレンジ（体験）してみます。テレビの裏側を親子でのぞいてみましょう。

皆様のご参加をお待ちしております。

日時 7月27日（土）午後1時～3時

場所 本郷ふれあいセンター 多目的ホール

講師 田邊美樹氏（テレビ朝日 広報局 お客様フロント部）

参加料 無料

対象・定員 小学生（4～6年生）親子15組（30人）（お申込み多数の場合は抽選）

申込期限 7月13日（土）

申込方法 下記の電話・ファクシミリ・メール

または右記二次元コード

※申し込みの際は住所・電話番号・氏名（保護者、児童）・学年をお知らせください

※くわしくは町ホームページをご覧ください

町男女共同参画センター

☎ 896-3181（月曜・祝日を除く午前9時～午後5時）

E danjokyodosankakucenter@town.ami.lg.jp



お知らせ 行政書士無料相談会

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しております。おひとりで悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

日時 7月21日（日）午後1時30分～4時30分

※ご相談は1組30分程度

場所 実穀ふれあいセンター2階 会議室

相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

申込方法 平日午前9時～正午

下記に電話で申し込む

町茨城県行政書士会県南支部 担当：池田

☎ 090-7216-6219

<広告欄>

安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ ～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手調対、バリアフリー ～健康・快適住宅～ 健康住宅 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニの住みやすい家 ●新築住宅に関する事は 美都住建 検索 【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅 建築業知事免許（般-04）第22375号 （株）美都住建 【本社】阿見町実穀1283-10 TEL.029-842-7196 【海板沼和】阿見町中央1-5-32	リフォーム・不動産の事なら 住まいのことなら LIXILリフォームショップ 茨城県知事免許（6）第5548号 有限会社 美都住建 【本店】牛久市南4丁目45-45 TEL.029-874-2118 【阿見店】阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200 ＜住まいの相談室＞ トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など ＜不動産のご相談＞ 土地・建物・売買・仲介・管理
---	---

募 阿見町職員採用試験（令和 6 年 10 月 1 日採用予定）を実施します

令和 6 年 10 月 1 日採用予定の町職員を募集します。詳細は町ホームページでご確認ください。

なお、令和 7 年 4 月 1 日採用職員に係る試験については、8 月下旬ごろ案内する予定です。

町人事課 人事研修係

☎ 888-1111 (213)



募 阿見町介護保険運営協議会の委員

阿見町介護保険運営協議会は、介護保険事業の運営に関する重要事項等を審議するために設置している附属機関です。

このたび、次のとおり一般公募の委員を募集します。

募集人数 ①介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上の人）1 人

②介護保険第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳の人）1 人

応募資格 町内に在住する満 40 歳以上（令和 6 年 4 月 1 日現在）の人で、年 2 ～ 5 回程度の平日に開催する会議に出席できる人。なお、公務員および介護保険に関係する職場に勤務する人は除きます。

任期 3 年（令和 9 年 3 月末まで）

報酬 町規定に基づき、会議出席ごとに報酬・交通費をお支払いします。

応募方法 応募申込書を下記申込先まで請求または町ホームページからダウンロードの上、郵送もしくはメールにて提出してください。

応募期限 7 月 12 日（金）必着

その他 ▼選考結果は、7 月下旬頃、応募者全員に通知します。

▼提出された書類は返却しません。

申込先 阿見町役場 高齢福祉課 介護保険係

〒300-0392 阿見町中央一丁目 1 番 1 号

☎ 888-1111 (143)

✉ koreifukushika-ofc@town.ami.lg.jp

募 いきいき介護教室 参加者

社会福祉協議会では、地域のボランティアによる支えあう地域社会づくりを推進するため、介護予防の担い手として町内在住の中学生および高校生を対象とした講座を実施します。

対象 町内在住の中学生および高校生

募集人数 各回 30 人

参加料 無料

日時 ▼第 1 回：7 月 23 日（火）午前 9 時～午後 4 時

▼第 2 回：7 月 30 日（火）午前 9 時 30 分～午後 3 時

▼第 3 回：8 月 2 日（金）午前 10 時～正午

場所 県立医療大学（第 1 回）、町総合保健福祉会館（第 2 回、第 3 回）

内容 ▼第 1 回 「高齢者の心と身体を学んでみよう！」

▼第 2 回 ▼午前「福祉施設での体験学習」町内の特別養護老人ホーム ▼午後「社会福祉の源流から考える現代の福祉～福祉の意義とボランティア活動の魅力～」

▼第 3 回 「未来を生きるキャリア開発のすすめ～仕事と資格から考える私の進路～」

申込方法 中学生は各中学校にある申込用紙で 7 月 5 日（金）までに学校へお申し込み下さい。高校生は 7 月 11 日（木）までに社会福祉協議会へお申し込み下さい。

町社会福祉協議会 地域福祉係 ☎ 887-0084

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

◆オープンスクール・部活動体験会 公式 SNS でも 情報配信中！

7/27（土）、7/28（日）、8/3（土）

8/20（火）部活動体験会 ※詳細は本校 HP をご覧ください。

霞ヶ浦高等学校

HP <https://www.kasumi.ed.jp>

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 50

【高校】☎029-887-0013 FAX：029-887-9380

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
* 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場

阿見小学校

阿見中学校

JA

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 4 番 8 号
神林ビル 202 号室 あみ司法書士事務所
（簡裁訴訟代理等関係業務認定）司法書士 堀一樹

TEL 029-804-0382

E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp

（平日 午前 9：00～午後 6：00）
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

ぴったり派遣探し

エムシーパートナーズ株式会社
MC Partners

☎0120-930-676 ☎029-888-4073

〒つくばオフィス：茨城県稲敷郡阿見町中央 7-1-5

三菱ケミカルグループの人材派遣会社です。

※三菱ケミカルグループは、三菱ケミカルグループ株式会社とそのグループ会社を指します。



定例相談

行政相談

日 時 7月4日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階306会議室
問い合わせ 行政相談：総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	実穀ふれあいセンター ☎ 886-5225
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	吉原交流センター ☎ 889-0277
上下水道課 ☎ 889-5151	図書館 ☎ 887-6331
町民活動センター ☎ 888-2051	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
町男女共同参画センター ☎ 896-3181	総合運動公園 ☎ 889-2788
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	教育相談センター ☎ 888-1225
消費生活センター ☎ 888-1871	阿見消防署 ☎ 887-0119
学校教育課 ☎ 888-0220	火災情報案内 ☎ 0297-64-0119
中央公民館 ☎ 888-2526	町民ダイヤル ☎ 887-6600
君原公民館 ☎ 889-1363	牛久警察署 ☎ 871-0110
かすみ公民館 ☎ 888-8111	牛久警察署 阿見地区交番 ☎ 888-0110

7月・8月の納税

7月

固定資産税(第2期) 町・県民税(第2期)
国民健康保険税(第1期) 国民健康保険税(第2期)
後期高齢者医療保険料(第1期) 後期高齢者医療保険料(第2期)
介護保険料(第1期) 介護保険料(第2期)
納期限 7月31日(水) 納期限 9月2日(月)

8月

救急車出動状況：5月

阿見消防署管内調べ	(前月比)
出場件数 218件(+ 8)	急 病 143件(- 2)
	交通事故 18件(+ 6)
	一般負傷 31件(+ 3)
	その他 26件(+ 1)

救急車の適正な利用を
お願いします

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)